

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年7月8日（令和4年（行情）諮問第401号）

答申日：令和5年3月2日（令和4年度（行情）答申第563号）

事件名：「日用品等購入に係る商品コード表を差し替えることについて」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月22日付け高管発第753号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、施設で購入できる「物品の商品名」「メーカー」が書いてあり、これを公にすると競合他社がノウハウを模倣することが可能で利益を害するおそれがあるとのことである。
- (2) たとえばマスキングされてる商品名が唯一無二の商品名ならマスキングもやむをえないが、パン類はカレーパン、ジャムパンなどであれば唯一無二ではないから、一体どこの商品か不明であるからノウハウの模倣はできない。
- (3) 菓子類カップラーメンのたぐいも「焼そば〇〇」などであれば、〇〇のみ消すことで、「〇〇えびせん」も〇〇を消すことで唯一無二なものと特定できず、ノウハウの模倣もできない。
- (4) よって、上記のようなマスキングの一部をのぞくことで利益を害するおそれは消える。
- (5) また商品名をすべてマスキングをせず、値段のみを消しておけば競合他社は販売価格がわからないから、適切な値引をして現在の取引業者にとってかわられるということも全くできない。

(6) だいたい、法1条で「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」が文書開示制度の目的なのだから、行政施設が一部の業者と癒着せず公明正大な物品の仕入れ販売をしているかを国民がチェックする必要性はきわめて大きい。

他方、商品名やその値段を明らかとしたとしても現在の商品納入業者が一般の市場価格にのっとりた事業をしていれば「仕入値」自体は不明だから何ら害は生じない（刑事施設の被収容者への販売物品が高すぎて人権侵害にあると特定弁護士会が特定刑事施設Bに勧告したことがある。要するに、人権侵害のそしりをさけるためにマスキングをやりたい放題したとしか考えられない）。

よって、上記の裁決を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和3年4月23日受付行政文書開示請求書により本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部を不開示（以下「本件不開示部分」という。）とした一部開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、要するに、本件不開示部分の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 刑事施設における自弁物品販売等運營業務について

(1) 刑事施設の被収容者の自弁物品等の購入等について

刑事施設における被収容者の自弁物品等の購入等については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）51条の規定及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）21条2号の規定に基づき、刑事施設の管理運営上必要な制限として、刑事施設の長が定める種類の物品について、刑事施設の長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）から購入するものに制限することができるとされている。

(2) 法務省矯正局長が特に定める事業者について

刑事施設の被収容者に対する物品販売については、過疎地等に所在する施設においては近隣の取扱事業者が極めて少ないこと、取扱物品が多品種小ロットのため事業として採算ベースに乗りにくいこと等の理由により、施設ごとに指定事業者を選定することが困難であることから、法務省矯正局において、全国の刑事施設において被収容者に対する物品販売業務を安定的かつ継続的に運営できる事業者（以下「特定事業者」という。）を選定し、刑事施設の長が指定事業者を選定する際の便宜を図っている。

(3) 特定事業者の選定に係る公募について

特定事業者については、法務省矯正局が公募により選定しているところ、公募手続においては、応募事業者に対し、実施業務の内容を記載した仕様書を提示した上で、その内容に沿った自弁物品販売等の業務に関する提案を行わせ、その内容の審査結果に基づいて事業者を選定している（複数の事業者が応募した場合は、より優れた提案を行った事業者が選定されることになる。）。

(4) 指定事業者又は特定事業者が取り扱う物品について

自弁物品等に係る商品には、法務省矯正局との協議により価格、仕様等を決定する「全国統一取扱物品」（全国の矯正施設において共通して取り扱う物品をいう。）と、各刑事施設の長との協議により価格、仕様等を決定する「統一外物品」とがあり、全国統一取扱物品は指定事業者たる特定事業者が、統一外物品はそれぞれの指定事業者が、取り扱っている。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち、別表1に掲げる部分について

本件対象文書は、特定刑事施設Aにおける被収容者が購入可能な自弁物品（全国統一取扱物品又は統一外物品）の一覧表であり、本件不開示部分のうち、別表1に掲げる各部分については、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。

(2) 本件不開示部分のうち、別表1に掲げる部分以外の部分について

特定刑事施設Aにおいて取り扱われる全国統一取扱物品及び統一外物品の具体的な商品については、特定刑事施設Aの指定事業者（全国統一取扱物品については、指定事業者たる特定事業者）が、多種多様な商品の中から、色、形状、サイズ、容量、品質等の仕様、価格などを総合的に勘案して法務省矯正局又は特定刑事施設Aに提案しているものである。このことからすると、提案の具体的内容は、当該事業者が刑事施設における自弁物品等販売等業務を行う上でのノウハウに該当するものであり、特定刑事施設Aにおいて取り扱われている商品に関する品名及びメーカーに関する情報が記録されている当該不開示部分が開示された場合、当該事業者と競合関係にある事業者等にとっては、当該不開示部分の情報から、そのノウハウを模倣した提案を行うことを容易ならしめることとなり、法務省矯正局が今後行う可能性のある自弁物品等販売業務に係る公募手続又は特定刑事施設Aが今後行う統一外物品に係る指定事業者の選定において、現に当該業務を実施している事業者に対しやすく優位に立つことが可能になるといえる。

そうすると、当該不開示部分を開示することにより、特定事業者又は特定刑事施設Aにおける統一外物品に係る指定事業者の公正な競争上の

地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分は法5条2号イに該当するといえる。

- 4 以上のとおり、本件不開示部分について、別表1に掲げる開示すべき部分を除き、法5条2号イに規定する不開示情報に該当するとした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 令和5年1月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別表1に掲げる部分を除き、原処分は妥当であるとしているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分についても開示することとするとの説明があったので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分のうち別表1及び別表2に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 刑事施設における自弁物品販売等運営業務についての上記第3の2の諮問庁の説明は、刑事収容施設法及び規則によれば、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。
- (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定刑事施設Aにおいて被収容者（未決拘禁者）が購入することが許可される物品の一覧（商品コード表）を差し替える旨の事務連絡であり、本件不開示維持部分である「商品名」欄の記載内容部分の一部には、指定事業者が取り扱っている具体的な商品名（メーカー名を含む。）が記載されていると認められる。
- (3) 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3（2）において、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 特定刑事施設Aにおいて取り扱われる全国统一取扱物品及び統一外物品の具体的な商品については、特定刑事施設Aの指定事業者（全国

統一取扱物品については、指定事業者たる特定事業者)が、多種多様な商品の中から、色、形状、サイズ、内容量、品質等の仕様、価格などを総合的に勘案して法務省矯正局又は特定刑事施設Aに提案している。

イ 本件不開示維持部分が開示された場合、当該事業者と競合関係にある事業者等にとっては、当該不開示部分の情報から、それを模倣した提案を行うことを容易ならしめることとなり、法務省矯正局が今後行う可能性のある自弁物品等販売業務に係る公募手続又は特定刑事施設Aが今後行う統一外物品に係る指定事業者の選定において、現に当該業務を実施している事業者に対し優位に立つことが可能になり、特定事業者又は特定刑事施設Aにおける統一外物品に係る指定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある。

(4) これを検討するに、刑事施設における自弁物品販売等運營業務に係る上記第3の2の諮問庁の説明を踏まえれば、本件不開示維持部分を公にした場合、特定事業者又は指定事業者の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある旨の上記(3)イの諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、本件不開示維持部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

特定刑事施設A保有

特定年月日付け会計課長事務連絡「日用品等購入に係る商品コード表を差し替えることについて」（未決拘禁者に係る商品コードのみ）

別表1 諮問庁が新たに開示する部分

対象 文書	新たに開示する部分		
2枚目	左表	「商品名」欄	左記欄の1行目の1文字目ないし10文字目及び17文字目以降全部、13行目の14文字目ないし18文字目、28行目の13文字目以降全部並びに29行目の16文字目以降全部
		左記欄の2行目ないし6行目、18行目、24行目及び25行目の不開示部分全部	
	右表	「品名」欄	不開示部分全部
		「商品名」欄	左記欄の2行目ないし6行目、10行目ないし12行目、19行目、20行目及び23行目の不開示部分全部
			左記欄の14行目の23文字目、15行目の7文字目以降全部、16行目及び17行目の6文字目以降全部、18行目の13文字目以降全部、21行目及び22行目の8文字目以降全部並びに24行目の1文字目ないし3文字目
「備考」欄	不開示部分全部		
3枚目	左表	「品名」欄	不開示部分全部
		「商品名」欄	左記欄の3行目ないし5行目の11文字目以降全部、6行目ないし8行目の8文字目以降全部、9行目ないし11行目の1文字目、2文字目及び21文字目、12行目ないし14行目の9文字目、15行目ないし17行目の10文字目以降全部並びに27行目の17文字目以降全部
	左記欄の25行目、26行目及び29行目ないし32行目の不開示部分全部		
	右表	同上	左記欄の4行目、6行目、12行目、14行目ないし21行目の不開示部分全部
左記欄の5行目の13文字目、22行目の3文字目ないし6文字目、24行目及び25行目の11文字目以降全部並びに26行			

			目及び27行目の12文字目以降全部
		28行目	10文字目ないし12文字目及び27文字目以降全部
		29行目	10文字目ないし12文字目及び21文字目以降全部
4枚目	左表	「商品名」欄	左記欄の4行目の不開示部分全部
5枚目	左表	同上	不開示部分全部
6枚目	左表 右表	同上	不開示部分全部
7枚目	左表	同上	左記欄の1行目及び2行目の5文字目及び6文字目，5行目ないし7行目の9文字目以降全部並びに8行目の5文字目以降全部
8枚目	左表	「品名」欄	不開示部分全部
		「商品名」欄	左記欄の1行目ないし3行目の1文字目ないし13文字目
			左記欄の4行目ないし22行目及び27行目ないし29行目の不開示部分全部
	右表	同上	左記欄の9行目ないし16行目及び20行目の不開示部分全部
	同上	左記欄の17行目ないし19行目の9文字目及び10文字目	

(注) 表中の文字数の数え方については，句読点，括弧及び記号も1文字と数える。

別表2 諮問庁が新たに開示する部分

対象 文書	新たに開示する部分		
2枚目	左表	「商品名」欄	1 1行目の不開示部分全部
	右表	同上	1 4行目の1文字目ないし7文字目
9枚目	左表	同上	1 5行目の不開示部分全部
	右表	同上	2 3行目ないし2 5行目の1文字目ないし3文字目